

いじめ防止基本方針

令和 6 年 4 月 1 日

1 基本方針

いじめはどの生徒にも起こりうることから、学校全体でいじめは決して許されないという共通認識を持ち、いじめの未然防止、早期発見、対応などについて系統的に取り組み、いじめを生まない土壌づくりを推進していくため、本基本方針を定める。

いじめ防止対策推進法（抜粋）

第2条（定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第4条（いじめの防止）

児童等はいじめを行ってはならない。

第8条（学校及び学校の教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを処理する責務を有する。

第9条（保護者の責務）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめをおこなうことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。

2 目指す生徒像

心身ともに健康で、自分の存在と他人の存在を等しく認め、一人ひとりの人格を尊重し、人と助け合える思いやりのある生徒を育成することを目指す。

校訓

誠実 自律 協力

学校教育目標

- 自己肯定感と他者の価値の理解に基づいて自他の人権を尊重して誠実に生きる生徒を育てる。（誠実）
- 学び成長する喜びを知り、自律的に学び続けることのできる生徒を育てる。（自律）
- 自らの成長と社会への貢献のために、周囲と協力ができる生徒を育てる。（協力）

3 いじめ対策委員会の組織及び関係機関との連携

【いじめ対策委員会】		
<p>いじめの防止・早期発見、いじめに対する措置などに組織的に対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校いじめ防止基本方針に基づく行動計画の策定と実施 ○ いじめに係る情報の収集と記録・共有 ○ いじめの相談・通報の窓口及び対応 ○ いじめの未然防止の取り組み ○ 教職員の資質向上のための校内研修 ○ 各取り組みの進捗状況及びその成果の検証（学校評価の評価項目への位置付け） 等 		
【保護者・地域との連携】	校内委員	【関係機関との連携】
外部委員	校内委員	外部専門家等
<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA会長 ・ 副会長 ・ 学校評議員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長 ・ 副校長 ・ 総務主任 ・ 生徒支援部主任 ・ 保健相談主任 ・ カウンセラー ・ 生徒指導主事 ・ 保健主事 ・ 各学年主任 ・ 養護教諭 ・ 特別支援コーディネーター <p style="text-align: center;">※ 非常任委員 該当学級担任 該当部活動顧問</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラー ・ 学校医 <p style="text-align: center;">≪教育相談機関≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育センター (親子ホットライン) ・ 警察 (少年サポートセンター) ・ ゆめおす (若者相談センター) ・ 県こども・女性・障害者支援センター ・ 市子ども子育て応援センター

※ 外部委員・外部専門家・校内の非常任委員は、状況に応じて要請する。

4 いじめ防止に向けた取組

【いじめ防止】～いじめを生まない土壌づくり～

いじめを「しない」「ゆるさない」「見逃さない」態度の育成

1) 教職員の取組み

- ① いじめ対策委員会の開催（4月、以降随時開催）
- ② いじめ防止に関する職員会議（研修会）の開催
- ③ P T A 総会での基本方針の提示（5月）
- ④ メディア安全講習会の実施
- ⑤ 学校評価（自己評価）における取組の検証
- ⑥ 人権教育の充実（12月）
- ⑦ 特別に配慮を要する生徒への支援・対応（通年）

2) 生徒の取組み

- ① いじめ防止に関する活動内容の具現化（生徒総会）
- ② 生徒会によるいじめ防止（撲滅）宣言
- ③ いじめ防止に関する日常的な広報活動（L H R ・生徒会活動など）
- ④ 生徒会による朝のあいさつ運動
- ⑤ 心を育てる朝の10分間読書
- ⑥ 達成感・人間関係の深化を図るような学校行事の企画と実施
- ⑦ 人権教育（いじめ防止）に関する講習会

3) 保護者の取組み

- ① P T A 総会時の公開授業参観
- ② P T A 総会時の保護者向け講習会
- ③ 学校行事への積極的な参加
- ④ 担任との連絡体制の確認

【早期発見】 ～生徒の変化を敏感に察知～

1) 教職員の取り組み

① いじめ・悩みアンケート調査

定例　：　年　2　回　（　5　月　・　10　月　）

緊急　：　随時

② 担任による定期的な面談（年3回以上）

③ いじめ・悩みアンケート結果に関する保護者への連絡

④ いじめ対策委員会の開催と情報収集や協議

⑤ 休み時間の定期的な校内巡視

⑥ 関係機関（いじめ相談窓口・ホットラインなど）の情報を生徒・保護者へ提供

2) 生徒の取り組み

① いじめ・悩みアンケート調査に回答（年2回）

② 担任による面談（年3回以上）

③ スクールカウンセラーとの面談

3) 保護者の取り組み

① 担任との面談（P T A総会后、面談旬間等）

【いじめに対する措置】～迅速かつ組織的に対応～

1) 教職員の取り組み

- ① いじめと疑われる事案が発生した場合、ただちに副校長・校長へ報告する。
- ② 被害生徒からの迅速な聞き取り調査（担任・生徒支援部・保健相談部）の実施。
- ③ 被害生徒の保護者への連絡や報告をすみやかに行う。
- ④ 被害生徒に関する聞き取り対象者（いじめを目撃、相談された友人）の絞り込みと聞き取り調査を丁寧に行う。
- ⑤ 加害生徒からの聞き取り調査（担任・生徒支援部）をできる限り具体的に行う。
- ⑥ ネット上での不適切な書きこみについては、事実を確認の上、速やかに削除の措置をとる。
- ⑦ いじめ対策委員会で状況報告を行い、被害生徒への支援と加害生徒への指導内容の検討をする。
- ⑧ 被害生徒への支援と加害生徒の指導内容について職員会議で協議し決定する。
- ⑨ 被害生徒と加害生徒のその後の経過観察を行う。
（※内容が悪質な場合は保護者と相談し、警察と連携を図る。）
- ⑩ いじめの解消後も、再発する可能性があることをふまえ、被害および加害生徒に対する日常的な観察を注意深く継続する。

2) 生徒の取り組み

- ① いじめを受けた場合、身近な友人や話しやすい教職員にすみやかに相談する。
- ② いじめと感じられた内容について、被害生徒は記録用紙（5W1H形式）に分かりやすくまとめる。
- ③ スマートフォンなどSNS・メールでの悪質な投稿・流言・誹謗・中傷等があった場合は、必ず画面を保存しておく。
- ④ スクールカウンセラーとの面談を活用する。

3) 保護者の取り組み

- ① 子どもからいじめに関する訴えがあった場合は、すみやかに担任へ相談する。
- ② 子ども(被害者)の安全・安心について、担任と相談する。
- ③ 子どもの経過観察を家庭でも行い、担任との連携を密にする。
- ④ 子どもの精神的な苦痛がひどい場合は、学校と相談した上でスクールカウンセラーや外部の専門家との連携を図る。

5 重大事態への対応

～重大事態・危機対応本部を設置～

1) 重大事態の発生

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2) 教育委員会等との連携

- ① 重大事態と判断した場合、県教育委員会へ報告する。
- ② 県教育委員会の指示のもと、重大事態の調査組織を設置する。
- ③ 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめをうけた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を県教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。